

別表(第3条関係)

(1)地域密着型サービス等整備助成等事業

1 補助対象事業		2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者											
<p>【地域密着型サービス等整備助成等事業】 右欄に掲げる施設等(サテライト型居住施設・事業所を含む。)の整備をする事業及び当該事業に対し補助を行う事業 また、土地所有者(オーナー)が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業に対し補助を行う事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が次に掲げる要件を満たしていることを条件とする。 ・貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。 なお、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。 「整備」とは、次の表の整備区分ごとに同表の整備内容欄に掲げるものをいう。(4)の表及び(7)の表に掲げる事業を除き、以下同じ。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設 (開設)</td> <td>新たに施設等を整備すること(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)の改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものをいう。)をして、施設等を整備する事業を含む。)</td> </tr> <tr> <td>増築(床)</td> <td>既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。</td> </tr> <tr> <td>改築 (再開設)</td> <td>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること(一部改築を含む。) なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 (※1)(※2)(※3)</td> </tr> <tr> <td>増改築</td> <td>既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること(一部増改築を含む。) (※1)(※2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかを問わない。 ※3 改築に当たり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。</p>		整備区分	整備内容	創設 (開設)	新たに施設等を整備すること(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)の改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものをいう。)をして、施設等を整備する事業を含む。)	増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。	改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること(一部改築を含む。) なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 (※1)(※2)(※3)	増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること(一部増改築を含む。) (※1)(※2)	<p>① 次に掲げる地域密着型サービス施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型(定員29人以下)特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模(定員29人以下)な介護老人保健施設 ・小規模(定員29人以下)な介護医療院 ・小規模(定員29人以下)な養護老人ホーム(地域で居住できる支援機能を持つもの) ・小規模(定員29人以下)なケアハウス(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの) ・低所得高齢者の居住対策として軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)第34条に規定する都市型軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を含む。以下同じ。) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点(要介護状態等(介護保険法(平成9年法律第123号)第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。)となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいい、同法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等の実施のために、介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスB・C及び多様な通いの場を整備する場合を含む。以下同じ。) ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス(山村振興法(昭和40年法律第64号)、水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)又は豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)に規定するものに限る(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令(令和3年厚生労働省令第83号)附則第4条の適用を受ける場合を含む。))。以下同じ。) ・虐待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイ ・介護関連施設等に雇用される介護職員等のための施設内保育施設(主として当該施設又は事業者の職員を対象としたものでなければならない。ただし、施設職員等の利用に支障のない範囲において、外部の利用も認めて差し支えない。また、設置場所については、利用の便(近接地、通勤経路)への配慮や障害者や子ども等との交流等の面から検討することが重要であり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内の設置に限定されない。) <p>② 空き家を活用した次に掲げる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター 	<p>施設等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)又はこれらに対する補助金(別の負担金(補助金)等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これらと同等と認められる委託費、分担金、購入費等を含む。)</p>	<p>4,480</p> <p>56,000</p> <p>56,000</p> <p>2,380</p> <p>4,480</p> <p>1,790</p> <p>33,600</p> <p>33,600</p> <p>5,940</p> <p>33,600</p> <p>11,900</p> <p>8,910</p> <p>1,190</p> <p>35,700</p> <p>1,190</p> <p>11,900</p> <p>8,910</p>	<p>整備床数</p> <p>施設数</p> <p>施設数</p> <p>整備床数</p> <p>整備床数</p> <p>施設数</p> <p>事業所数</p> <p>事業所数</p> <p>事業所数</p> <p>事業所数</p> <p>事業所数</p> <p>事業所数</p> <p>事業所数</p> <p>事業所数</p> <p>施設数</p> <p>整備床数</p> <p>施設数</p> <p>施設数</p>	<p>市町村</p>
		整備区分	整備内容													
		創設 (開設)	新たに施設等を整備すること(空き家等の既存建物や地域の余裕スペース(学校、公営住宅、公民館、公有地等)の改修(本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、屋内改修(壁撤去等)で工事を伴うものをいう。)をして、施設等を整備する事業を含む。)													
		増築(床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備をすること。													
		改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること(一部改築を含む。) なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 (※1)(※2)(※3)													
		増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること(一部増改築を含む。) (※1)(※2)													

注1 新規開設時に補助を受けている施設等(補助単価が施設数であるものに限る。)について、増床(既存施設と別棟で整備する場合を含む。)による整備を行う場合の補助単価は、別途通知するところによる。

2 第1欄①に掲げる施設等の合築・併設の場合の補助単価は、第3欄に掲げる額にそれぞれ1.05を乗じて得た額とする。

(1)地域密着型サービス等整備助成等事業

1 補助対象事業		2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者																											
<p>【介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業】 介護の受け皿整備量の拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、岐阜県高齢者安心計画、市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画に定める介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所又は介護付きホームをいう。いずれも、定員規模及び助成を受けているかを問わない。）を1施設創設することを条件に、右欄に掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業</p> <p>なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場合は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。</p> <p>また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、県計画及び市町村計画に沿った介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序を問わないが、いずれも令和5年度中に着工することとする。</p> <p>この項において「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、次の表の整備区分ごとに同表の整備内容の欄に掲げるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の一部改修</td> <td>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事、外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</td> </tr> <tr> <td>施設の附帯設備の改造</td> <td>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事</td> </tr> <tr> <td>施設の冷暖房設備の設置等</td> <td>気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事</td> </tr> <tr> <td>避難経路等の整備</td> <td>居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事</td> </tr> <tr> <td>環境上での条件等により必要となった施設の一部改修</td> <td>活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備の整備や窓枠改良工事等並びにアスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</td> </tr> <tr> <td>消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</td> <td>消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</td> </tr> <tr> <td>消融雪設備整備</td> <td>豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地域に所在する施設の安全確保上必要な消融雪設備の整備</td> </tr> <tr> <td>土砂災害等に備えた施設の一部改修等</td> <td>県及び市町村が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上必要な補強改修工事や設備の整備等</td> </tr> <tr> <td>施設の改修整備</td> <td>施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事</td> </tr> <tr> <td>その他施設における大規模な修繕等</td> <td>特に必要と認められる上記に準ずる工事</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「一定年数」とは、おおむね10年をいう。</p> <p>「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、次の表の整備区分ごとに同表の整備内容の欄に掲げるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震化</td> <td>地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事</td> </tr> </tbody> </table>		整備区分	整備内容	施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事、外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事	施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事	施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事	避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事	環境上での条件等により必要となった施設の一部改修	活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備の整備や窓枠改良工事等並びにアスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事	消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備	消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地域に所在する施設の安全確保上必要な消融雪設備の整備	土砂災害等に備えた施設の一部改修等	県及び市町村が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上必要な補強改修工事や設備の整備等	施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事	その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事	整備区分	整備内容	耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事	<p>①次に掲げる定員30人以上の広域型施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム ・広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設 ・広域型（定員30人以上）の介護医療院 ・広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム ・広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム 	<p>施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金、購入費等を含む。）</p>	1,128	定員数	民間事業者又は市町村
整備区分	整備内容																															
施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事、外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事																															
施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事																															
施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事																															
避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事																															
環境上での条件等により必要となった施設の一部改修	活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備の整備や窓枠改良工事等並びにアスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事																															
消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備																															
消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定により指定された特別豪雪地域に所在する施設の安全確保上必要な消融雪設備の整備																															
土砂災害等に備えた施設の一部改修等	県及び市町村が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上必要な補強改修工事や設備の整備等																															
施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事																															
その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事																															
整備区分	整備内容																															
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事																															

(2)介護施設等の施設開設準備経費支援等事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者
<p>【介護施設等の施設開設準備経費支援等事業】 右欄に掲げる施設等の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため次に掲げる場合に体制の整備（設備整備、職員訓練期間中の雇上げ（最大6か月間）、職員募集、開設のための普及啓発その他事業の立上げに必要なものをいう。）を行う事業及び当該事業に対し補助を行う事業（右欄②に掲げる施設に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設等の開設（改築による再開設を含む。）又は既存施設の増床を行うとき。 ・介護療養型医療施設等から右欄③に掲げる施設への転換（改修等を伴わずに転換する場合を含む。）を行うとき。 ・訪問看護ステーションの大規模化（緊急時訪問看護の体制整備及びサービス提供範囲の拡大を目的に、訪問看護事業所の看護職員又は事務職員を増やすこと等）又はサテライト型事業所の設置を行うとき。 <p>なお、次の条件を全て満たす場合に限り、「開設時」の定義に、「災害復旧時（再開設時）」も含まれることとする。この場合、新規開設時に介護施設等の施設開設準備経費支援等事業の補助を受けている施設等であっても、災害復旧時に当たっては当該事業を再度活用できることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害指定されている災害により被災した施設等であること。 ・暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、建物が倒壊・水没する等、全壊・大規模半壊・半壊（罹災証明書の交付に係る被害認定による等）し、かつ、既存施設を休止し、施設を再び開設する場合を目安として、知事がこれと同程度と認める場合であること。 ・施設・事業所単位でみたときに、他の補助金等により設備災害復旧の補助を受けていないこと（法人単位でみたときに、他の補助金と組み合わせて補助を受けることは可能である。）。 	<p>①次に掲げる定員30人以上の広域型施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（老人福祉法（昭和26年法律第45号）第29条第1項に規定される有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。）であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるものをいう。以下同じ。） ・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置） 	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費</p>	<p>839 定員数</p> <p>839 定員数</p> <p>839 定員数</p> <p>839 定員数</p> <p>839 定員数</p> <p>839 定員数</p> <p>4,200 事業所数</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>
	<p>②次に掲げる定員29人以下の地域密着型施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料若しくは工事請負費又はこれらに対する補助金</p>	<p>839 定員数</p> <p>839 定員数</p> <p>839 定員数</p> <p>839 定員数</p> <p>839 宿泊定員数</p> <p>839 宿泊定員数</p> <p>839 定員数</p> <p>14,000 事業所数</p> <p>420 定員数</p> <p>420 定員数</p> <p>4,200 施設数</p>	<p>市町村</p>
	<p>③次に掲げる介護老人保健施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 	<p>介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費</p>	<p>219 定員数 (転換前床数)</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>

(2)介護施設等の施設開設準備経費支援等事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者		
<p>【介護施設等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット又はICTの導入支援等事業】 右欄に掲げる施設等において、次に掲げる大規模修繕を実施する際に、次の介護ロボット又はICTを導入する事業及び当該事業に対し補助を行う事業（右欄②に掲げる施設に限る。）</p> <p>「大規模修繕」とは、次に掲げる整備内容をいう。 ・一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事、外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ・一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事 （注）「一定年数」とは、おおむね10年をいう。</p> <p>「介護ロボット」とは、次のいずれにも該当するものをいう。 ・日常生活支援における移乗介護、移動支援、排せつ支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援又は介護業務支援のいずれかにおいて使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボット ・従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボットとして知事が認めるもの又は経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」において採択された介護ロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。） ・販売価格が公表されており、一般に購入できる介護ロボット</p> <p>「ICT」とは、次の要件を満たすものをいう。 ・介護記録業務、情報共有業務及び請求業務までを一気通貫で行うことが可能な介護ソフトの導入（既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たなタブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等の導入を含む。）であること。 ・居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等の場合は、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様について（令和元年5月22日付け老振発052第21号厚生労働省老健局長振興課長通知）」に準じたものであること。 ・導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償又は無償を問わない。）。 ・研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</p>	<p>①次に掲げる定員30人以上の広域型施設等</p>					
	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット又はICTの導入に必要な需用費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（備品の設置に係る工事請負費を含む。）	420	定員数	民間事業者又は市町村	
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 		420	定員数		
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院 		420	定員数		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 		420	定員数		
	<ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホーム 		420	定員数		
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護付きホーム 		420	定員数		
	<p>②次に掲げる定員29人以下の地域密着型施設等</p>					
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 		420	定員数	市町村	
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な介護老人保健施設 		420	定員数		
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な介護医療院 		420	定員数		
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 		420	定員数		
	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 		420	定員数		
	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 		420	宿泊定員数		
<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際に併せて行う介護ロボット又はICTの導入に必要な需用費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（備品の設置に係る工事請負費を含む。）又はこれらに対する補助金	420	宿泊定員数			
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な介護付きホーム 		420	定員数			
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 		7,000	事業所数			
<ul style="list-style-type: none"> ・都市型軽費老人ホーム 		210	定員数			
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な養護老人ホーム 		210	定員数			
<ul style="list-style-type: none"> ・施設内保育施設 		2,100	施設数			
<p>【介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援等事業】 市町村が地域住民の介護予防・健康づくりと防災の意識啓発を連携して取り組むことのできる地域の場の設置を図り、もって新たな地域コミュニティ（地域のつながり）の構築を支援することを目的として行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組事業及び当該事業に対し補助を行う事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防拠点における、参加者の介護予防・健康づくりや防災に対する意識の共有を図るために必要な備品の購入費（介護予防・健康づくり・防災教室のための映像機器、ホワイトボード、研修教材等の購入費等）や、介護予防拠点に対して、出前授業を行う消防団員、災害拠点病院の職員等に対する講師謝金及び講師旅費並びに当該授業のための普及啓発経費を支援する事業を対象とする。 ・体操等の介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点に、高齢者の防災に対する意識啓発の機能を付加するものであるため、購入した備品を介護予防・健康づくりに利用することは妨げないが、防災教室の開催や介護予防・健康づくりの取組の中で防災の要素（歩行訓練を兼ねて地域の避難所を訪問して回る等）も取り入れて実践する等の事業の実施は必須とする。 ・本事業の実施については、介護予防拠点の開設時等に限らないが、1か所につき1回限りとする。 	<p>①介護予防拠点における防災意識啓発の取組</p>					
<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防拠点 	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費及び修繕料）、備品購入費（備品の設置に係る工事請負費を含む。）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料及び手数料）及び委託料又はこれらに対する補助金	100	1か所	市町村		

(3) 定期借地権設定のための一時金の支援等事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率	5 補助事業者
<p>施設等用地の確保を容易にし、右欄に掲げる施設等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に一時金（賃料の前払として授受されたものに限る。）を支払う事業及び当該事業に対し補助を行う事業（右欄②及び③に掲げる施設に限る。）</p> <p>また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定でも可能とするが、この場合、当該用地に整備される施設等の経営が安定的・継続的に行われるよう、当該施設等運営法人が次に掲げる要件を満たしていることを条件とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。 ・ 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。 ・ 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。 	<p>【本体施設】</p>			
	<p>①次に掲げる定員30人以上の広域型施設</p>	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払の性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間の全部又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）</p>		<p>民間事業者 又は市町村</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人保健施設 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護医療院 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム 	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払の性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間の全部又は一部の期間の地代の引下げが行われていると認められるもの）又はこれに対する補助金</p>	<p>当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局庁が定める倍率を乗じて得た額）の2分の1</p>	<p>1 / 2</p> <p>市町村</p>
	<p>②次に掲げる定員29人以下の地域密着型施設等</p>			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な介護老人保健施設 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な介護医療院 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模なケアハウス（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市型軽費老人ホーム 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模な養護老人ホーム 			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設内保育施設 				
<p>【合築・併設施設】</p>				
<p>③次に掲げる定員29人以下の地域密着型施設等</p>				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症対応型デイサービスセンター 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防拠点 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活支援ハウス 				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急ショートステイ 				

(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援等事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者								
<p>【既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修事業】 右欄に掲げる施設のユニット化改修事業</p>	<p>①次に掲げる既存施設(定員規模を問わない。)</p> <p>「個室 → ユニット化」改修</p> <p>「多床室(ユニット型個室的多床室を含む。) → ユニット化」改修</p> <p>ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 介護療養型医療施設の改修により転換される次の施設 ・介護老人保健施設 ・ケアハウス ・特別養護老人ホーム ・介護医療院 ・認知症高齢者グループホーム</p>	<p>1,190</p> <p>2,380</p>	<p>整備床数</p> <p>整備床数</p>									
<p>【介護療養型医療施設等転換整備事業】 介護療養型医療施設から転換して右欄に掲げる施設を整備する事業又は介護療養型老人保健施設から転換して介護医療院を整備する事業 なお、本事業の補助を受けず、転換先の介護老人保健施設等の施設基準の一部の緩和(療養室の床面積1床当たり6.4㎡を維持したままの病床の転換)を適用し介護医療院又は介護老人保健施設等に転換した療養病床等が、その後、令和5年度末までに1床当たり8.0㎡を満たすための改修等を行う場合についても対象とする。</p> <p>「転換」とは、次の表の整備区分ごとに同表の整備内容の欄に掲げるものをいう。</p> <table border="1" data-bbox="174 687 772 903"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設</td> <td>既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。</td> </tr> <tr> <td>改築</td> <td>既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。</td> </tr> <tr> <td>改修</td> <td>既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内工事(壁撤去等)を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table>	整備区分	整備内容	創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。	改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。	改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内工事(壁撤去等)を行うこと。	<p>①次に掲げる介護老人保健施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス ・有料老人ホーム(居室は個室であって、入居者1人当たりの床面積が13㎡以上であるもののうち、利用者負担第3段階以下の人でも入居することが可能な居室を確保しているものに限る。) ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス ・サービス付き高齢者向け住宅 	<p>創設 2,240 改築 2,770 改修 1,115</p>	<p>転換前床数</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>
整備区分	整備内容											
創設	既存の介護療養型医療施設を取り壊さずに、新たに施設を整備すること。											
改築	既存の介護療養型医療施設を取り壊して、新たに施設を整備すること。											
改修	既存の介護療養型医療施設を本体の躯体工事に及ばない屋内工事(壁撤去等)を行うこと。											
<p>【既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援等事業】 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(いずれも定員規模を問わない。)の多床室について、居住環境の質を向上させるために、プライバシー保護のための改修を行う事業及び当該事業に対し補助を行う事業 なお、改修は、各床間に間仕切りや壁等を設置し、他の入所者からの視線が遮断されることを前提とする。建具による仕切りは認めるが、家具やカーテンによる仕切りは認められない。また、天井から隙間が空いていることは認めるものとする。 1人当たりの面積基準については、4人部屋に中廊下を設けて居室を仕切るなど様々な工夫が考えられることから、仕切られた空間についての1人当たり面積基準は設けず、多床室全体として1人当たりの面積基準を満たしていれば足りることとする。</p>		<p>734</p>	<p>整備床数</p>	<p>市町村</p>								

(4)既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援等事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者	
<p>【介護施設等における看取り環境整備推進事業】 右欄に掲げる介護施設等（いずれも定員規模を問わない。）において、看取り対応が可能な環境を整備するため、看取り及び家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修、ベッド等の整備を行う事業 なお、整備を行う個室については、看取り及び家族等の宿泊のために十分なスペースを確保することとする。 また、整備した個室に関しては看取りに利用することを原則とするが、看取りとしての利用がない期間において、入所者の静養や家族等の一時的な宿泊等に使用することを可能とする。</p>	<p>①次に掲げる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム 	<p>特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）並びに設備整備に必要な需用費（修繕料に限る。）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）</p>	<p>3,500</p>	<p>施設数</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>
<p>【共生型サービス事業所の整備推進事業】 障害者や障害児と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するため、右欄に掲げる共生型サービスの指定を受けた介護保険事業所（本事業完了の日までに当該指定を受ける見込みの既存の事業所及び創設する事業所を含む。）において、障害者や障害児を受け入れるために必要な施設の改修及び設備の整備を行う事業</p>	<p>①次に掲げる共生型サービス事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む。） ・短期入所生活介護事業所（介護予防短期入所生活介護事業所を含む。） ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	<p>1,029</p>	<p>事業所数</p>	<p></p>	

(5)民有地マッチング事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者
<p>①土地等所有者と介護施設等整備法人等とのマッチング</p> <p>土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等の整備を希望する法人の公募・選考等を行う。</p> <p>ア 介護施設等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集し、介護施設等の実施に適当な場所（地域の介護ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。</p> <p>イ アで選定された介護施設等整備候補物件において、介護施設等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業の実施に当たって適当な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。</p> <p>ウ 土地等所有者及び介護施設等整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続等について、あらかじめ周知しておくこと。</p> <p>エ 選定した土地等所有者と介護施設等整備法人等とのマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。</p> <p>オ 本事業の趣旨は、介護の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で土地等所有者と介護施設等整備法人等とのマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体的契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。</p> <p>②整備候補地等の確保</p> <p>介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者、金融機関、関係団体等と連携するなどにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行うことより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う。</p> <p>ア 介護施設等の用に供する土地等の積極的な掘り起こしを行うため、地域の不動産事業者、金融機関、関係団体等を含めた協議会の設置や担当職員の配置を行うこと。</p> <p>イ 介護施設等の用に供する土地等としての活用に向けた働きかけを行う際には、市町村の整備計画と整合するよう、立地や土地の広さ等、必要な要件を明らかにした上で行うこと。</p> <p>ウ 実施に当たっては、地域の不動産事業者、金融機関、関係団体等と連携し適切な整備候補地を把握した上で、個々に当該土地等の所有者に働きかけるほか、民間事業者の資産活用セミナー、個別相談会、説明会・施設見学会を活用するなど効率的な事業実施に努めること。</p> <p>エ 土地等の所有者への説明に当たっては、介護施設等の用に供することが決定した後の手続や、各種の補助制度や税制等について説明を行うことが望ましいこと。</p> <p>オ 介護施設等の用に供することが決定した際には、①の活用その他適切な方法で介護施設等設置法人等とのマッチングや紹介を行うとともに、介護施設等の整備が円滑に進むよう支援すること。</p> <p>③地域連携コーディネーターの配置</p> <p>介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等の設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置及び運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は介護施設等に配置する。</p> <p>ア 本事業の実施に当たっては、担当職員を配置すること。</p> <p>イ 地域住民との調整や施設利用希望者の介護施設等への接続支援等の実施に当たっては、県及び市町村の整備計画や地域の介護の受け皿の状況に関する情報の共有など県及び市町村と連携するとともに、必要に応じ介護施設等の支援を行うこと。</p> <p>ウ 他の補助金等により人件費の補助が行われている職員については、本事業の補助対象としない。</p>	<p>民有地マッチング事業を実施するために必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等又はこれらに係る委託費</p>	<p>5,610</p> <p>4,590</p> <p>4,490</p>	<p>1</p> <p>1</p> <p>1</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者	
<p>【簡易陰圧装置の設置事業】 右欄に掲げる介護施設等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、ウイルスが外に漏れないよう、居室等に陰圧装置を据えるとともに、簡易的なダクト工事等を行う事業</p>	<p>①次に掲げる介護施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	<p>4,320</p>	<p>知事が認める台数（定員数を上限とする。）</p>	<p>民間事業者又は市町村</p>
<p>【多床室の個室化改修事業】 右欄に掲げる介護施設等において感染が疑われる者が複数発生した際に多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するため、個室化するための改修を行う事業 なお、可動の壁は認めるが、天井から隙間が空いていることは認めないものとする。</p>	<p>①次に掲げる介護施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・短期入所生活介護事業所 ・生活支援ハウス 	<p>多床室の個室化改修に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	<p>978</p>	<p>定員数</p>	<p>民間事業者又は市町村</p>

(6) 介護施設等における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助単価 (千円)	4 補助単位	5 補助事業者 又は市町村
<p>【ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング環境整備事業】</p> <p>右欄に掲げるユニット型の介護施設等において新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを確保するため、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室の設置等を行う事業</p>	<p>①次に掲げる介護施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	<p>ゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	<p>1,000</p> <p>1か所</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>
<p>【従来型個室・多床室のゾーニング環境整備事業】</p> <p>右欄に掲げる従来型個室、多床室である介護施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として従来型個室・多床室の改修を行う事業</p>	<p>①次に掲げる介護施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	<p>ゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	<p>6,000</p> <p>1か所</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>
<p>【<u>家族面会室の環境整備等事業</u>】</p> <p><u>右欄に掲げる介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室の整備（2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等）を行う事業</u></p>	<p>①次に掲げる介護施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅 ・短期入所生活介護事業所又は短期入所療養介護事業所 ・生活支援ハウス 	<p>ゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	<p>3,500</p> <p>施設・事業所数</p>	<p>民間事業者 又は市町村</p>

(7)介護職員の宿舎施設整備事業

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助基準	4 補助率	5 補助事業者												
<p>介護人材（外国人を含む。）を確保するため、右欄に掲げる施設等の事業者が当該施設に勤務する職員（職種を問わない。）の宿舎を整備することにより、介護職員が働きやすい環境を整備する事業 ただし、次に掲げる事項に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に整備できるよう、宿舎の定員規模（居室類型、入居者1人当たりの居室の床面積）や設備（台所、浴室、便所及び洗面設備等）を問わない。ただし、補助対象となるのは、右欄に掲げる施設等（建築中のものを含む。）に勤務する職員数分の定員規模までとする。 ・家賃設定については、居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案し、近傍（原則として本事業で整備する宿舎の所在する市町村の区域内とする。）類似の家賃と比較して低廉なものとすること。 ・設置場所については、利用の便（近接地、通勤経路）の面等から検討するものであり、個々の施設により事情が様々であることから、敷地内又は近隣の設置に限定されない。 ・入居者については、右欄に掲げる施設等に勤務する職員でなければならない。ただし、当該施設等の職員の利用に支障のない範囲（定員規模の2割以内）において、当該職員の家族等や右欄に掲げる施設等以外の介護保険・老人福祉関連施設・事業所（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）に勤務する職員に限り、その利用を認めて差し支えない。 ・土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とする。また、宿舎の管理及び活用が適切に行われるよう、貸付けを受ける施設等運営法人は、本事業で整備する宿舎所有者から宿舎を一括して借上げ入居者に転貸することを条件とする。 <p>この項において「整備」とは、次の表の整備区分ごとに同表の整備内容の欄に掲げるものをいう。</p> <table border="1" data-bbox="174 778 772 1273"> <thead> <tr> <th>整備区分</th> <th>整備内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設</td> <td>新たに宿舎を整備すること。 ※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して宿舎を整備する事業を含む。 ※空き家等の既存建物を改修して宿舎を整備する事業を含む。</td> </tr> <tr> <td>増築</td> <td>既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。</td> </tr> <tr> <td>改築</td> <td>既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。 (※1) (※2)</td> </tr> <tr> <td>増改築</td> <td>既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、新たに宿舎を整備するのに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること。 (※1) (※2)</td> </tr> <tr> <td>改修</td> <td>既存の宿舎本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、屋内工事（壁撤去等）を行うこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 取壊し費用も対象とすることができる。 ※2 既存宿舎を移転して改築する事業を含む。この場合、既存宿舎を取り壊すかどうかを問わない。</p>	整備区分	整備内容	創設	新たに宿舎を整備すること。 ※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して宿舎を整備する事業を含む。 ※空き家等の既存建物を改修して宿舎を整備する事業を含む。	増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。	改築	既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。 (※1) (※2)	増改築	既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、新たに宿舎を整備するのに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること。 (※1) (※2)	改修	既存の宿舎本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、屋内工事（壁撤去等）を行うこと。	<p>①次に掲げる施設等（定員規模を問わない。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・介護付きホーム 	<p>特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）（土地の買収又は整地及び設備整備を除く。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）（別の負担金（補助金）等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）</p>	<p>介護職員1定員当たりの延べ床面積（バルコニー、廊下、階段等共用部分を含む。）33㎡以下</p> <p>※上記の基準面積は、補助金算出の限度となる面積であり、実際の建築面積が上記を下回る場合には、実際の当該建築面積を基準面積とする。</p>	<p>1/3</p> <p>民間事業者又は市町村</p>
整備区分	整備内容															
創設	新たに宿舎を整備すること。 ※空き家等の既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合において、当該建物を買収して宿舎を整備する事業を含む。 ※空き家等の既存建物を改修して宿舎を整備する事業を含む。															
増築	既存の宿舎の現在定員の増員を図るための整備をすること。															
改築	既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たに宿舎を整備すること。 (※1) (※2)															
増改築	既存の宿舎の全部又は一部を取り壊して、新たに宿舎を整備するのに併せて現在定員の増員を図るための整備をすること。 (※1) (※2)															
改修	既存の宿舎本体の躯体工事に及ぶかどうかを問わず、屋内工事（壁撤去等）を行うこと。															